制定日：2026年8月13日
SCC事務局

SCC（滋賀CAROMチャレンジ）
支部運営規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「SCC事務局（以下、本部）」とし、その下部組織として地域普及の拠点となる「SCC事務局〇〇支部（以下、支部）」を設置する。

第2条（目的）

彦根カロムの普及と、SCCを通じた世代間交流・教育的価値の創造（学童保育等での活用）を目的とする。

第2章 組織構成と役割

第3条（階層構造）

SCCの検定および普及活動は、以下の階層構造に基づき運営される。

1. **本部（SCC事務局）**: ルールの策定、Webシステムの管理、支部および実施団体の統括を行う。
2. **支部**: 認定された地域において普及活動の窓口となり、公認実施団体および審査員のサポート、地域合同検定会の主催等を行うプロモーターとしての役割を担う。
3. **公認実施団体**: ボードゲームカフェや学童保育所など、自施設内において日常的に検定を実施する拠点。支部の管轄下（または本部直轄）で活動する。
4. **審査員（1級取得者）**: 公認実施団体等に所属し、実際に検定の審査と判定を行う実務担当者。

第3章 支部の要件と活動内容

第4条（要件）

カロムの普及に熱意を持ち、本部の理念に賛同する完全有志の個人または団体であること。

第5条（活動内容）

管轄地域における新規公認実施団体の開拓、検定実施のサポート、SCCの認知度向上を目的としたイベントの企画・運営。

第4章 検定の実施と用紙の取り扱い

第6条（検定用紙の取得）

各支部および公認実施団体は、本部が提供する専用Webページより検定用紙のPDFデータを無料でダウンロードするものとする。

第7条（印刷規定）

ダウンロードしたデータは、本部が指定する規格（市販のA4名刺用紙10面付け等）に各自で印刷し、使用すること。

第8条（ルールの遵守）

独自のローカルルールでの検定や、指定フォーマット以外の検定用紙の使用は認めない。

第5章 費用・会計

第9条（無報酬の原則）

支部、公認実施団体、審査員のSCCに関する活動は完全有志（ボランティア）とし、本部からの報酬は一切発生しない。

第10条（経費の負担）

名刺用紙代、印刷代、検定を実施するための会場費や備品代等の経費は、各支部または公認実施団体の自己負担とする。

第11条（受験料の徴収禁止と例外）

「SCC検定の受験料（利益）」名目での金銭徴収は**固く禁ずる**。ただし、検定を実施する上で発生する明確な実費（会場施設利用料、用紙印刷代の頭割り等）に限り、受験者から徴収することを許可する。その場合、徴収の理由と内訳を受験者（または保護者）へ事前に明示しなければならない。

第6章 禁止事項・資格の取り消し

第12条（資格の取り消し）

本部は、以下の行為が確認された場合、支部および公認実施団体の認定を即時取り消すことができる。

- 不正な審査による級の認定。
- 検定を利用した不当な営利活動（過度な料金徴収など）。
- 本部の許可なくSCCの名称やロゴを使用したオリジナルグッズの製造・販売。
- 受験者に対するハラスメントや不適切な言動。